


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	東大和市民会館条例施行規則について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月1日付け組織改正に伴い、東大和市民会館に関する事務分掌が市長部局から教育委員会に移管されることとなったことから、教育委員会において東大和市民会館条例施行規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 現在施行されている東大和市民会館条例施行規則（平成12年規則第73号）から所要の修正を行い、制定するものである。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 教育委員会規則を制定することにより、適切な事務の運営が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・令和4年3月23日 令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において、議決済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、事務処理を進めることとしたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。